

守口市障がい者・高齢者交流会館指定管理者制度 総合評価(施設所管課による評価)

【評価対象施設】守口市障がい者・高齢者交流会館

【指定管理者名】社会福祉法人 守口市社会福祉協議会

【評価対象年度】令和2年度

【施設所管課名】健康福祉部 障がい福祉課

施設のサービス水準の視点 コメント

新型コロナウイルスの感染拡大により、4月以降、通常通りの運営が困難であったが、消毒液の設置や臨時休館など、必要な感染拡大防止対策を取られた。新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、次年度においても引き続き重要と考えられることから、随時市と協議しながら必要な対応・対策をお願いしたい。

前年に引き続き、臨時休館が多かったが、前年度に出来なかったアンケートを受付で直接配布・1階ロビーに用紙を設置など工夫がみられた。次年度も感染状況により従来の方法ではアンケート調査が難しいことが予測されるため、時期をずらしての実施や別の方法での意見聴取など必要に応じて検討すること。

事業報告書等において、展示室の活用に係る記載がないことから、次年度活用に係る体制整備等について取り組み、その状況を事業報告書等に記載されたい。

収支状況 コメント

光熱水費や事務経費の削減により、黒字収支となっている。今後もコスト削減を念頭に置いた管理運営に努められたい。

市（施設所管課）による総合評価

新型コロナウイルスの感染拡大により通常運営が困難であったところ、適宜必要な感染防止対策を取られたことは評価する。事業提案内容にあった展示室の活用について、具体的な進展がなかったことから、次年度は企画調整や体制整備等に取り組まされたい。以上のことを総合的に勘案して、評価を【B】とした。

総合評価

B

総合評価区分

- A：協定事項等を上回る水準で施設運営がされ、大変良好なサービスが提供されている
- B：概ね協定事項等の水準どおり施設運営がされている
- C：協定事項等の水準以下であった